

薬 第 1146 - 2 号  
令和 6 年 8 月 7 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和6年8月7日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】ADB-5' Br-BUTINACA

(2) N-エチル-2- {2-[ (4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 N-De se t h y l i s o t o n i t a z e n e

(3) (2R, 3R) -2- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -3-メチルモルフォリン、(2S, 3S) -2- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類

【通称名】 3, 4-MDPM、3-MDPM、

3, 4-Me t h y l e n e d i o x y p h e n m e t r a z i n e

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

令和6年8月8日

大阪府健康医療部  
生活衛生室薬務課  
麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701